

2023年9月6日

こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議 及び
こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 出席者 各位

Be Brave Japan
代表 石田 郁子
ii_195@yahoo.co.jp
070-3523-5628

日本版DBSに関する要望書

弊団体は、子どもへの性暴力を防止することを目的とした当事者団体です。日本版DBSに関して、一般社団法人Springが出した要望書の意見に賛同します。この要望書では、(1)Springの要望書への補足説明(2)Be Brave Japanからの要望、の2点をお伝えします。

(1)Springの要望書への補足説明

Springの要望書の1と2について

2023年9月5日有識者会議での報告書案では、塾など民間事業者に対しては認定制度となっていますが、これでは家庭教師などのフリーランスの事業者が制度から漏れる可能性が高いです。Springが提唱する、子どもに関わる仕事をしたい個人が国の機関(日本版Ofsted)に登録し、無犯罪証明書を発行するイギリスと同様の制度により、プライバシーも守られます。学校などの教育機関や塾などがすべきことは、アンケートの実施や性暴力が起きにくい環境作りや適切な事実調査と処分であると考えています。

Springの要望書の3について

学校教員の懲戒処分については、有罪判決の結果を受けるだけでなく、被害生徒が成人してから教委に申し加害教員が事実を認める場合、民事訴訟を経る場合もあります。また被害者の精神的苦痛が大きく刑事告訴を断念することもあるため、報告書案の性犯罪の前科のみを登録除外にするだけでは、大半の加害者が日本版DBSの制度から漏れることとなります。

また、教育職員等への懲戒処分は総じて甘い上に、有罪に該当する事件が通報されないこともあります。文科省が「教員の性暴力は原則懲戒免職」と長年通知を出していますが、各教育委員会は性暴力に対し停職や減給だけで済ませる状況もいまだにあります。

(例:2023年9月5日NHK、東海テレビの報道。名古屋市教員が男子生徒13人の下半身を触る、不同意わいせつ罪に該当する行為をおこなっても3ヶ月の停職処分)

最大の懸念は、報告書案のように前科者のみを日本版DBS登録除外とした場合、例えば、日本版

DBSに登録していた学校教員が条例違反で懲戒処分を受け、場合によって教員免許を失効する一方で、日本版DBSの登録を保持し続けるという矛盾が生じることです。被害者本人だけではなく、他の国民も納得し許容できる事態とは思えません。そもそも日本版DBSへの動機は、学校教員が性暴力によって免職になっても塾や民間の教育機関に従事できることへの問題解決も含んでいたかと思います。

学校教員に限れば、懲戒処分の理由に性暴力は毎年高い確率で出ている上、懲戒処分される事件は氷山の一角です。報告書案の日本版DBSでは、その氷山の一角をさらに一角にするものになりうることから、どれだけ効果があるか懸念しています。

そこで、Springの要望書の3にあるように、理由が性暴力に関するものであれば、条例違反や懲戒処分なども含め広い範囲で日本版DBSの登録除外にすることを要望します。

Springの要望書の4について

学校教員など継続して勤務する可能性の高い職業もあることから、定期的な更新を望みます。

(2) Be Brave Japanからの要望

要望1

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」で一般社団法人Springが説明する場を設けてもらいたいです。一般社団法人Springは英国視察もした上で本場イギリスに近い制度を提案しています。報告書案では「検討を要する」「時間を要する」という表現がいくつか見られ、まだ課題が残されているようですので、ぜひ会議で一般社団法人Springが制度の説明をする場を設けてほしいです。

要望2

法律や制度設計の前には有識者会議が開かれることが常ですが、日本版DBSの法案が可決した後も、改正など同様の会議が開かれると思います。性犯罪に関する検討会に被害当事者が委員として出席したように、日本版DBSにおいても、今後、Springなど当事者団体の者や学校など教育現場の実態を知る当事者が委員として会議の場で話し合えることを要望します。

報告書案では法律の整合性に関する記載が多いように感じられ、もう少し実態に即して何をすべきかという記載があっても良いのではないかと思います。これまでのようにヒアリングだけでは、被害当事者が限定的な範囲でしか意見を言えないことから、当事者が主体的に会議に参加できることを要望します。

以上